

暗号資産で初の有罪判決！—2020年度査察実績

●コロナ禍で件数は減少も

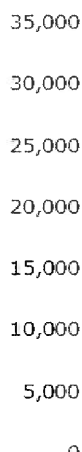
2020年度に全国の国税局が着手した強制調査（いわゆるマル査）は、111件（前年150件）で6年連続で減少へ。



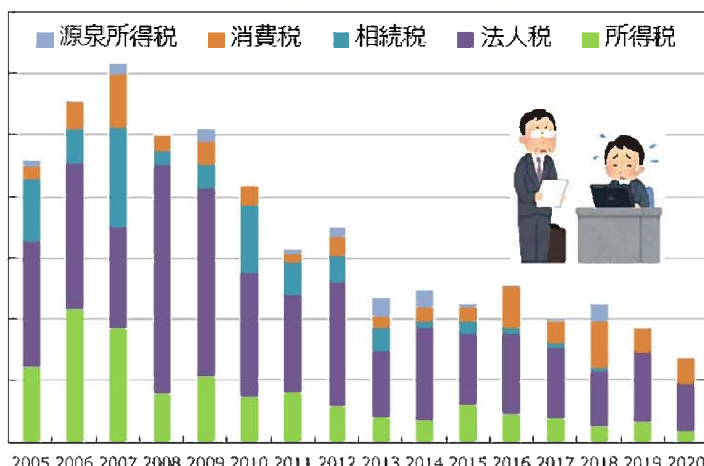
検察庁への告発件数も83件（総額69億円）と前年度の116件から大きく減少したものの、1件あたりの脱税額は8,300万円と、前年より300万円増えています。

また、着手件数に占める告発件数の割合は73.5%で、12年ぶりの高水準に。

百万円



税目別の脱税額（告発分）



2020年査察の重点取組事案

(件)

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020
無申告ほ脱事案	13	17	21	18	27	13
国際事案	28	21	15	20	25	27
消費税受還付事案	6	11	12	16	11	9

●悪質な無申告者の事例

2020年は無申告13件中7件が、“単純無申告ほ脱※”事案でした。

※単純無申告ほ脱とは、故意に申告書を提出しない悪質な無申告者のこと。

■測量会社の法人税無申告

不動産売買に伴う測量、設計、土地家屋調査業務を行う法人。売上代金を借名口座に入金させて売上隠し、法人税申告書を提出せずに故意に法人税を脱税。

■脱税指南コンサルタント会社の脱税

異業種交流会や節税セミナーで集めた顧客※に脱税を持ちかけて脱税指南で報酬を得ていたが、法人税・消費税も一切申告せずに脱税。

※コンサルで脱税した顧客2社も脱税で告発済！

●国際事案や社会的波及効果の高い事例

■いわゆる貧困ビジネスでの脱税

ホームレスやネットカフェ難民などに宿泊施設を提供し、受給する生活保護費から家賃収入を得るといった貧困ビジネス。回収した家賃収入を除外するなどして法人税を脱税。

■北海道ニセコ地区の不動産業者の脱税

「バウワット」で人気のリゾート地“北海道ニセコ”の外国人向け不動産取引業者が、借名口座で不動産取引を行い、収入を隠したり、架空仕入を計上するなどして法人税を脱税。



●消費税の還付未遂も告発対象！

消費税の不正還付は、悪質性が高い犯罪として国税庁が継続してマーク。2011年からは還付未遂も処罰対象になっています。

■在留外国人による消費税不正還付

国内で仕入れた中古自転車をアフリカへ輸出していた在留外国人。架空の輸出免税売上と仕入税額控除を計上し、不正に消費税の還付を受けた。税務署で還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発されている。



●暗号資産での脱税に全国初の有罪判決

ビットコイン等の暗号資産取引で多額の利益を得ているが、利益を除外して確定申告し、所得税を免れ、告発対象に。

所得税法違反の罪で、懲役1年（執行猶予3年）、罰金1,800万円の判決を受けています。

■暗号資産とは？

インターネット上でやりとりできる財産的価値で、いわゆる仮想通貨。ビットコインやイーサリアムなどが代表的。金融庁の登録業者を通じ、交換所や取引所で入手換金可能。

●執行猶予中の脱税協力で実刑！

法人2社の脱税に協力し、架空の雑損失や不動産手数料の名目で、自身が経営する法人口座に入金を受け入れ、2社の脱税に協力した事例。

実は犯人は、過去同様の脱税協力をして“罰金刑と執行猶予付きの有罪判決”を受け、執行猶予中の身だったとか。

にも関わらず、まともな脱税ほう助を繰り返したため、今回は執行猶予とならず、罰金800万円、懲役10カ月の実刑判決を受けることに…。同情の余地もありません。

